

蚕繭共済

農林水産省／群馬県／群馬県農業共済組合

安心を
お届けします。

蚕繭共済への加入をおすすめします

年々減少している養蚕農家を取り巻く状況や環境は非常に厳しいですが、本県の蚕繭共済は引受全国一の規模を誇っています。蚕繭共済は、収繭量が減少した場合に損失を補てんする唯一の制度です。

不慮の災害を受けた場合、損失が補てんされ安心して養蚕が行えるよう蚕繭共済への加入をお勧めします。





加入できるのは？

春 蚕 繭	
初秋蚕繭	夏 蚕 期
	初 秋 蚕 期
晩秋蚕繭	晩 秋 蚕 期
	晩晩秋蚕期

左の蚕期ごとに掃立量が
0.25箱以上の場合に飼
育する全蚕繭を申し込ん
でください。



- 桑園は、各蚕期ごとに使用を予定している桑園すべてを申し込んでください。

補償期間はどれくらいなの？

各蚕期ごとに使用する桑の発芽期から収穫するまでです。

- 収穫は、繭を簇から取り外し、毛羽取り及び選繭するまでです。

どんな災害が対象になるの？

共済事故	蚕 児	 病 害 (その他) 地震・噴火による災害、獣害	 虫・鳥害	 風水害	 火 災
	桑 葉	 ひょう害	 凍霜害	 病 害 (その他) 風水害・干害・冷害等自然災害、火災、獣害	 虫 害

※桑葉に災害を受けても収穫量が減少しない場合、共済金の支払対象とはなりませんのでご注意ください。

どれくらい補償してくれるの？

掃立箱数に応じた基準収穫量の8割を補償します。

基準収穫量 100kg・1kg 当たりの共済金額 2,260 円とした場合

共 済 金 額 (補 償 額)	1 kg 当 たり 共 済 金 額	基 準 収 穫 量 の 8 割
180,800 円	=	2,260 円
		×
		80 kg
		(100 kg × 8 割)

- 1kg当たり共済金額…農家手取価格などを基に、農林水産大臣が定めています。
- 基準収穫量…過去一定年間の1箱当たり収穫量に基づいた収穫量です。



掛金はどれくらい？

農家が負担する掛金は、掛金総額の半分です。
国が半分を負担します。

- 基準収繭量が 100kg の場合の平均的な農家負担掛金は、約 710 円です。

被害が発生したらどうすればいい？

NOSAIへ被害申告してください。損害評価を行います。

- 共済事故の確認及び各調査（桑園被害調査、蚕児調査、上簇期調査、出荷量調査）が行えない場合、共済金の支払対象とはなりません。

支払われる共済金は？

基準収繭量の2割を超えた減収量に対し共済金を支払います。

- 共済金は蚕期ごとに算出し、蚕繭ごとに支払います。
- 飼育管理状況等を調査した結果、共済金を減額することがあります。

基準収繭量 100kg ・ 出荷数量 50kg だった場合

支払われる共済金

1kg 当たり共済金額

共 済 減 収 量

67,800 円 = 2,260 円 × 30kg

※ 共済減収量とは、NOSAI が補償する減収量です。

共済減収量 基準収繭量 出荷数量 基準収繭量の2割
30kg = 100kg - 50kg - 20kg

共済金の支払いを受けなくても？

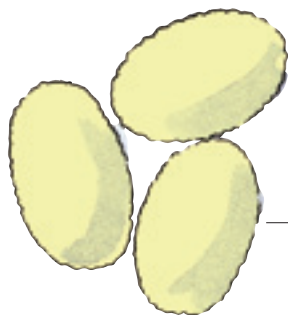
損害防止事業

NOSAIでは、加入農家の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。

無事戻金

前3か年加入しており、当年度組合員資格を有している者のうち、過去3年間共済金の支払いを受けていないか、被害が僅少で共済金の支払いが少ない農家に共済掛金の一部をお返ししています。

ただし、総代会の議決や収支状況によっては、お返しできない場合があります。



こんなときは、 NOSAIへ連絡をお願いします

- ◎桑園・蚕児等に被害が発生したとき。
- ◎加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

蚕繭共済へのご加入にあたって

この説明書は、蚕繭共済へのご加入にあたり加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業共済事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※ 掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生を通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、組合が引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

＜金融商品販売法にかかる重要事項説明書＞

お問い合わせ先

本所・支所名	住 所	電話・FAX番号	対象エリア
本所	〒371-0847 前橋市大友町 1-3-12 農業共済会館2階	電話 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町 1-3-12 農業共済会館1階	電話 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町 2668-1(伊勢崎市あずま支所 2階)	電話 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市、佐波郡
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町 563	電話 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市(高崎市吉井町除)、安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須 124-6	電話 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市、多野郡、高崎市吉井町
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡 2486-7	電話 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市、甘楽郡
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋 384 (渋川市子持行政センター2階)	電話 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市、北群馬郡
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町 1003-10	電話 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	吾妻郡
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町 904-5	電話 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市、利根郡
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町 29(太田市新田庁舎 1階)	電話 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1912-1	電話 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市、みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町 14-1	電話 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市、邑楽郡

(2017年1月現在)